

Alipay +（アリペイプラス）決済サービス 利用加盟店規約

（包括加盟店－加盟店間用）

Alipay +（アリペイプラス）決済サービス利用加盟店規約

当社（以下「甲」又は「加盟店」という。）は、オリックス株式会社（以下「オリックス」という。）及び株式会社琉球銀行（以下「乙」又は「包括加盟店」という。）を通じて、甲と利用者間の加盟店取引に係る取引代金の決済に対して Alipay +（アリペイプラスと読む。以下「Alipay +」と表記する。）決済サービスを利用することに関し、本 Alipay +決済サービス利用加盟店規約（以下「本規約」という。）の内容に従います。

第1条 （用語の定義）

1. 「Alipay」とは、Alipay Singapore E-Commerce Private Limited を意味する。
2. 「加盟店取引」とは、加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務（以下「商品等」という。）を購入し又は有償で商品等の提供を受けることを意味する。
3. 「利用者」とは、Local Wallet 利用規約に同意したうえで、加盟店取引を行う者（加盟店取引を行おうとする者及び既に行った者を含む。）を意味する。
4. 「Alipay +コード」とは、QR コード、バーコード等の番号、記号その他の符号であって、以下の①及び②を意味する。
 - ① Alipay 又は Local Wallet 提供者（第 12 項に定義される。以下同じ。）が利用者に発行し、利用者が自己の端末等（第 19 項に定義される。以下同じ。）にダウンロードしたアプリその他の Alipay が指定又は提供するソフトウェアを用いて表示するものであって、利用者を識別し、加盟店取引を認証するために利用されるもの（以下「Alipay +利用者コード」という。）
 - ② Alipay、オリックス又は乙が加盟店に発行し、加盟店が店舗等（第 15 項に定義される。以下同じ。）又はウェブサイト等（第 16 項に定義される。以下同じ。）において掲示する等の方法により利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店の店舗等又はウェブサイト等における Alipay +決済に必要な情報を記録したもの（以下「Alipay +加盟店コード」という。）
5. 「利用者アカウント」とは、各 Local Wallet 提供者が個々の利用者に対して割り当てる口座を意味する。
6. 「利用者アカウント残高」とは、各 Local Wallet 提供者が定める方法で利用者アカウントに記録された金銭的価値を意味する。
7. 「Alipay +決済サービス」とは、Alipay +を經由し、利用者による加盟店取引に際して Alipay が加盟店を通じて提供する決済サービスであって、以下のいずれかの方法により Alipay 及び利用者間で決済が行われるものを意味する。
 - ① 加盟店が設置する端末等において Alipay +利用者コードを読み取ったうえで、対

象となる商品等の代金額等その他 Alipay + 決済のために必要な所定の情報を入力する方法（以下「利用者コード方式」という。）

② 利用者が自己の端末等において Alipay + 加盟店コードを読み取ったうえで、対象となる商品等の代金額等その他 Alipay + 決済のために必要な所定の情報を入力する方法（以下「加盟店コード方式」という。）

③ 利用者が、ウェブサイト等において発行される Alipay + 加盟店コードを用いて、対象となる商品等の代金額等その他 Alipay + 決済のために必要な所定の情報を Local Wallet 提供者の設ける決済用画面において入力する方法（以下「Alipay + 取引コード方式」という。）

8. 「Alipay + 決済」とは、Alipay + 決済サービスを利用した決済を意味する。
9. 「Alipay +」とは、Alipay 及びその関連会社に帰属し、Alipay 及びその関連会社が運用するグローバルな決済及び精算システムを意味する。
10. 「Alipay + Rules」とは、Alipay が Alipay + に関し定める「ALIPAY + PARTICIPATION RULES」であって、その時々における最新のものを意味する。
11. 「Alipay + Bulletin」とは、Alipay + 決済サービスに関し、Alipay が発行及び更新する「Alipay + Bulletin」と題された文書で、Alipay がそのウェブサイトに掲載し、又は乙に電子メールにより送信するものをいう。
12. 「Local Wallet 提供者」とは、Alipay + に参加している決済サービス提供者を意味する。なお、Local Wallet 提供者は Alipay 又は乙の都合により変更されることがあるものとする。
13. 「Local Wallet 利用規約」とは、Local Wallet 提供者が自らの提供する決済サービスの利用に関し制定する利用規約を意味する。
14. 「法令等」とは、条約、国内外の法令及び規則（地方公共団体の条例等及びシンガポール又は中華人民共和国における為替管理制度を含む。）、関係当局等による判決（裁判上の和解その他判決と同一の効果を有するものを含む。）、決定、命令、審決、通達、指導及び要請その他の判断、並びに関係当局等（一般社団法人日本クレジット協会も含むものとする。）の規則及び規制を意味する。
15. 「店舗等」とは、加盟店が Alipay + 決済サービスを提供する店舗その他の施設を意味する。
16. 「ウェブサイト等」とは、加盟店が Alipay + 決済サービスを提供する、加盟店のウェブサイト若しくはモバイルアプリ、又は、Alipay により管理・運営されるウェブサイト又はモバイルアプリ内の加盟店の専用ページを意味する。
17. 「支払通知書」とは、第 23 条第 1 項に定める支払通知書を意味する。
18. 「Alipay + 決済精算金」とは、第 23 条第 4 項に定める意味を有する。
19. 「端末等」とは、加盟店が所有又は管理する決済端末及びその付帯設備並びに利用者が所有又は管理する携帯端末その他の電子機器であって、Alipay + 決済サービスの

ために使用できるものとして Alipay、オリックス又は乙が認めたものを意味する。

20. 「カード番号等」とは、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。以下同じ。）第 35 条の 16 第 1 項に定める「クレジットカード番号等」（クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード）を意味する。
21. 「実行計画等」とは、クレジットカード取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（クレジットカード取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」その他名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む。）であって、その時々における最新のものをいう。
22. 「差別的取扱い」とは、以下の行為を意味する。
 - ① 利用者に対し、名目の如何を問わず、Alipay + 決済を行うための手数料、費用、報酬又は負担を賦課又は請求する行為。
 - ② 利用者に対し、Alipay + 決済によらない一般の顧客又は Alipay + によらない利用者と比べ、不利な取扱いを行う行為。
 - ③ 利用者に対し、Alipay + を使用した取引を思いとどまらせ、又は他の支払方法を推奨する行為。
23. 「別紙集」とは、Alipay + Rules Schedule 5 に定められる TRANSACTION PROCESSING に係るルール（以下「トランザクション・プロセス・ルール」という。）、Alipay + Rules Schedule 10 に定められる VISUAL IDENTITY SYSTEM に係るルール（以下「ヴィジュアル・アイデンティティ・ルール」という。）、Alipay + Rules Schedule 6 に定められる RISK MANAGEMENT に係るルール（以下「リスク・マネジメント・ルール」という。）及び Alipay とオリックスの間で締結された Alipay Service Contract - Standard Cross Border Payment/Offline Spot Payment - Acquirer（以下「サービス・コントラクト」という。）の一部抜粋をまとめた別冊を意味する。

第2条 （包括加盟店規約についての同意・遵守）

甲は、本規約に基づく Alipay + 決済サービスの利用が、オリックスと乙との間の Alipay + 決済サービス利用包括加盟店規約（以下「本包括加盟店規約」という。）を前提としたものであることを十分認識し、本包括加盟店規約上、加盟店たる甲の義務として定められた事項について、これに同意し、かつ、これを遵守するものとする。

第3条 （加盟店情報等の届出）

1. 甲は、乙の指示に従い、Alipay + 決済サービスに係る申込書（以下「Alipay + 決済サービス加盟店申込書」という。）を乙に対し提出する。

2. 甲は、甲が乙に提出した Alipay + 決済サービス加盟店申込書において甲が乙に対して届け出るべきものとされている事項（以下「届出事項」という。）として甲が乙に届け出た情報について、乙がオリックスにこれを提供し、オリックスが Alipay に、Alipay が Local Wallet 提供者にこれを提供することに同意する。
3. 甲は、第 1 項に基づく届出後速やかに、Alipay、オリックス又は乙の指示に従い、Alipay + 決済サービスが有効に機能するか確認するため、試験運用を 1 回行う。
4. 甲は、届出事項について変更が生ずる場合は、変更予定日の 3 週間前までに（但し、事柄の性質上、事前に届け出ることが不可能なものについては、変更後遅滞なく）乙に届け出る。
5. 届出事項に関する届け出の不備、遅滞及び内容の誤りにより甲に乙からの通知、送付書類、Alipay + 決済精算金等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなす。また、これにより甲に損害が生じた場合であっても、乙及びオリックスは一切責任を負わず、この場合において、乙又はオリックスに損害が生じた場合には、甲がこれを賠償するものとする。

第4条 （Alipay + 決済サービス）

1. 甲は、店舗等又はウェブサイト等について、予め乙に所定の様式の書面をもって届出を行い、乙の承認を得るものとする。店舗等又はウェブサイト等の追加、取消しについても同様とする。なお、乙は甲に対し事前に書面による通知を行うことにより、店舗等又はウェブサイト等の全部又は一部の取消しを行うことができるものとする。
2. 甲は、利用者から Alipay + 決済を求められた場合、本規約に従い、届け出られている事業の目的の範囲内で、正当かつ適法に店舗等又はウェブサイト等において Alipay + 決済を行うものとする。また、甲は、利用者に対し、Alipay 又はその関係会社が禁止する差別的取扱いをしてはならない。
3. 甲は、トランザクション・プロセス・ルール及び Local Wallet 利用規約の記載内容を承認し、これらに従い利用者と Alipay + 決済を行うものとする。
4. Alipay + 決済においては、店舗等又はウェブサイト等のいずれの取引で使用されるかにかかわらず、次項の売上承認処理が完了した時点で、対象となる商品等の代金額相当額の金銭的価値が利用者アカウント残高から控除されるとともに、利用者の甲に対する代金債務が消滅するものとする。甲は、甲に代わって乙、オリックス及び Alipay が利用者からの支払いを受け取ることに同意する。
5. 甲は、Alipay + 決済を行うにあたっては、以下のいずれかの手続により売上承認処理の完了を確認するものとする。なお、甲が当該確認の際に、取引代金等 Alipay + 決済のために必要な所定の情報の相違を知ったときは、第 11 条の規定に従い取消処理を行った上で、改めて本規約に従った Alipay + 決済のための処理を行うものとする。
 - ① 利用者コード方式の場合：甲の端末等により取引代金等 Alipay + 決済のために必

要な所定の情報の入力、Alipay +利用者コードの読み込み、及び、データの送信を行い（なおこのとき甲は利用者に対し、取引代金の確認を求め、その承認を得るものとする）、当該端末等において売上承認処理の完了を確認する。

- ② 加盟店コード方式の場合：利用者が、甲の Alipay +加盟店コードを自己の端末等に読み取り、取引代金等 Alipay +決済のために必要な所定の情報を利用者が正しく入力したこと、及び、当該端末等において正常に売上承認処理が完了したことを利用者からの提示により確認する。
 - ③ Alipay +取引コード方式の場合：利用者が、ウェブサイト等において発行される Alipay +加盟店コードを用いて、対象となる商品等の代金額等その他 Alipay +決済のために必要な所定の情報を Local Wallet 提供者の設ける決済用画面において正しく入力したこと、及び、正常に売上承認処理が完了したことを、Alipay からの連絡により確認する。
- 6. 甲は、名目の如何を問わず、利用者に対して Alipay +決済を行うための手数料、費用、報酬又は負担を賦課又は請求してはならない。
 - 7. 甲は、Alipay が Alipay +決済サービスを利用した取引金額に上限を定めることができ、かかる上限を超えた場合には Alipay +決済を行うことができないことを予め承認するものとする。
 - 8. 甲は、システムの障害時、システムの通信時、又はシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合（以下「システム障害等」という。）には、Alipay +決済を行うことができないことを予め承認するものとする。
 - 9. 甲が本規約に定める手続きによらず Alipay +決済を行った場合には、甲がその一切の責任を負うものとする。
 - 10. 甲は、Alipay +決済サービスの提供に関連して乙、オリックス又は Alipay が定める規約、マニュアルその他の規程類（別紙集、Alipay + Rules 及び Alipay + Bulletin を含む。但し、別紙集におけるオリックスへの言及は、必要に応じて乙を意味するものとして読み替えられるものとする。）の内容をいずれも承諾するとともに、Alipay +決済サービス及び当該規程類の内容が乙、オリックス又は Alipay の裁量に基づき変更、停止又は中止される可能性があることを予め承認する。（なお、甲及び乙は、Alipay + Bulletin には、一定の条件の下で甲が乙との個別加盟店契約を解約し、オリックスと直接、Alipay +決済サービス利用加盟店規約（一般）を締結しなければならない旨の規定も含まれることを予め承認する。）また、かかる Alipay +決済サービスの変更、停止又は中止に関して、乙、オリックス及び Alipay は一切責任を負わない。

第5条 （カード番号等の有効性等の確認）

- 1. 甲は、Alipay +決済を行うに当たっては、割賦販売法に定める基準に従い、善良な

る管理者の注意をもって、Alipay +コード、送受信データ等の電子的情報の有効性を確認し、当該 Alipay +決済が当該電子的情報の偽造、変造その他の不正作出による不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないことの確認をしなければならない。この場合において、加盟店は、実行計画等に掲げられた措置を講じてこれを行うものとする。

2. ウェブサイト等における取引の場合、甲が前項の確認のために講じる実行計画等に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様は、オーソリゼーション処理とする。
3. 前項の規定にかかわらず、乙又はオリックスは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置が実行計画等に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。

第6条 （通信及び通信費）

1. 甲は、売上に係る情報その他 Alipay +決済に必要な情報を、Alipay、オリックス及び乙の定める通信手段・手順等により Alipay、オリックス及び乙の指定する送受信先との間で送受信するものとし、またネガデータ（次条において定義される。）等を送受信するものとする。
2. 前項の通信に係る費用は、甲の負担とする。
3. 甲は、虚偽の情報を Alipay、オリックス又は乙の指定する送受信先に対し送受信してはならないものとする。
4. 甲が、甲以外の第三者から Alipay +決済に必要な情報をオリックス及び乙に送信した場合、オリックス及び乙はこれを受信しない。
5. 甲は、Alipay +決済に必要であり、かつ甲のセキュリティーの観点から合理的な範囲内で、乙、オリックス又は Alipay が、Alipay +決済に必要な情報にアクセスすることにつき同意する。

第7条 （無効 Alipay +利用者コードの取扱い）

甲は、利用者コード方式における Alipay +決済において、Alipay、オリックス又は乙から特定の Alipay +利用者コードを無効とする旨の通知を受けた場合（特定の Alipay +利用者コードを無効とする旨のデータ（以下「ネガデータ」という。）を甲の端末等が受信した場合を含む。）、当該通知によって無効とされた Alipay +利用者コードの提示者に対して Alipay +決済を行ってはならないものとする。また、甲は、無効とされた Alipay +利用者コードについて、乙、オリックス又は Alipay の指示に従った取扱いを行うものとする。

第8条 （不正利用に係る Alipay +コードの取扱い等）

1. 甲は、甲又は利用者の端末等又はウェブサイト等において送受信した Alipay +コードが不正利用に係るものであることが判明した場合には、乙又はオリックスの指定する方法により、乙及びオリックスにその旨を速やかに連絡するとともに、当該 Alipay +コードについて、乙及びオリックスの指示に従った取扱いを行うものとする。
2. 甲は、甲又は利用者の端末等又はウェブサイト等において送受信した Alipay +コードが不正利用に係るものであることにより被った損害については、乙及びオリックスに請求することができず、また、オリックスは、乙を通じて甲に支払済の金員の返還を請求することができるものとする。
3. 第 1 項に定める場合のほか、不正に入手された Alipay +コード（Alipay +加盟店コードが紛失・盗難された場合や、甲又は利用者の端末等又はウェブサイト等が紛失・盗難・ハッキングされた場合等を含む。）が使用された場合、又は偽造・変造された電子的情報による売上等が発生した場合に、乙又はオリックスが甲に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、甲は誠実に協力するものとする。また甲は、乙又はオリックスから指示があった場合若しくは甲が必要と判断した場合には、甲又は甲の店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。

第9条 （不正利用等の再発防止にかかる調査・計画）

1. 前条に定めるほか、加盟店は、その行った Alipay +決済につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならない。
2. 加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を乙及びオリックスに対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを乙及びオリックスに報告しなければならない。

第10条 （商品等の引渡し、取扱対象外商品等及び取引関連書類）

1. 甲は、Alipay +決済が行われた場合、利用者に対し、（i）店舗等における対面取引の場合は直ちに、（ii）ウェブサイト等における非対面取引の場合は、以下の要領で商品等を引き渡し、又は提供するものとする。
《ウェブサイト等における非対面取引の場合の引き渡し要領》
 - ① 配送が必要な商品等については、安全確実な方法により利用者の指定する場所に速やかに（原則として利用者から申込みを受け付けた日から起算して 2 週間以内

に)、商品等を引き渡し、又は提供するものとする。但し、商品等の引渡し又は提供に遅延が生じる場合は、利用者に対して書面又は適切な方法をもって引渡時期等を通知するものとする。

- ② 前号の場合において、利用者が商品等の送付先として郵便局内私書箱・私設私書箱等の商品等の受領確認が不明確となるおそれのある住所を指定したときは、甲は当該住所に商品等を発送しないものとし、利用者にその旨連絡するものとする。万一、甲が商品等を発送した場合は、売上金額及びこれによって生じた紛争について甲が全責任を負うものとする。
 - ③ 配送を伴わない商品等については、甲が指定する方法（事前に乙及びオリックスの承認を得るものとする。）により、商品等を引き渡し、又は提供するものとする。
2. 甲は、Alipay +決済により利用者に引渡しをする商品等において、その引き渡し、提供等を複数回又は継続的に行う場合には、その引き渡し、提供方法等に関して予め書面により乙に申し出、乙及びオリックスの承認を得るものとする。
3. 甲は、ウェブサイト等において Alipay +決済が行われる場合、その引き渡し、提供方法等に関して予めウェブサイト等に掲示し、乙及びオリックスの承認を得るものとする。
4. 甲は、以下に定める商品等については、Alipay +決済を行わないものとする。
- ① 法令等において販売又は提供することが禁止されている商品等
 - ② 第三者の権利又は利益（財産権及び知的財産権を含むがこれらに限られない。）を侵害する商品等
 - ③ オリックスと Alipay 又はその関係会社が運営するホームページにて「取扱禁止商品」として定める商品等（別紙 10.4③PartA を参照）又は同ホームページにて「取扱制限商品」として定める商品等（別紙 10.4③PartB を参照）であり、Alipay、オリックス又は乙が甲に取扱い不可の旨を指示した商品等（なお、甲は、取扱制限商品は、一律禁止とされるものではないものの、取扱対象外商品の一部として、第 3 条の届出事項に該当すること、このため、取扱制限商品の取扱いを開始する前に、第 3 条に従い、乙に届け出る必要があることを確認する。また、甲は、Alipay、オリックス又は乙が、その任意の判断により、随時、当該商品等の取扱い不可の旨を指示することがあることを、予め承諾する。）（但し、Alipay 又はその関係会社がこれら内容を変更したときは、変更後の内容に従う。）
 - ④ 別紙 10.4④に掲げる商品等
 - ⑤ その他、乙若しくはオリックスが指定し、又は甲及び乙が別途協議の上定めた商品等
5. 甲は、前項に定める商品等については、乙、オリックス及び Alipay がいつでも追

加、変更できることを予め承認する。

6. 甲は、トランザクション・プロセス・ルール第9.1条に従い、Alipay + 決済に係る情報を記載した取引関連書類（紙媒体又は電子媒体を問わない。また、取引明細、商品引渡しの証明、甲に関する情報及び利用者に関する情報を含むがこれらに限られない。）の正確性及び完全性を保証する。
7. 甲は、「Alipay」の商標その他の知的財産権を使用した取引明細を本規約の目的以外の目的で使用してはならず、また、第三者による「Alipay」の商標その他の知的財産権の目的外利用を促進してはならない。

第11条（返品等の取扱い）

1. 甲は、返品その他の事由により利用者との Alipay + 決済の取消し又は払戻しを行う場合、Alipay、オリックス及び乙が予め指定する方法、手順等により行うものとする。
2. 甲は、Alipay + 決済の取消し又は払戻しに関する基準を、店舗等又はウェブサイト等の利用者の見やすいところに掲示するものとする。Alipay + 決済の取消し又は払戻しに関する基準は、トランザクション・プロセス・ルールと矛盾してはならないものとする。
3. 甲は、利用者に対し、加盟店取引の効力を争う権利の放棄を強制してはならない。

第12条（端末等及び必要環境の整備）

1. 甲は、Alipay + 決済を行うにあたり、自己の責任と費用において、Alipay + 決済のために必要な端末等又はウェブサイト等を事前に用意するものとする。
2. 甲は、端末等又はウェブサイト等の設置並びに端末等又はウェブサイト等と乙、Alipay 及びオリックスの管理システムとの間の接続及び連携に関し、オリックス及び乙の指示に従って、自己の費用負担と責任において、その安全性及び機密性を確保するものとする。
3. 甲は、端末等又はウェブサイト等について、甲が Alipay + 決済サービスを提供するために必要な随時更新され得る乙、Alipay 及びオリックスの管理システムとの接続及び連携を常時確保するための必要な措置を自己の費用負担と責任において講ずるものとする。（本項に従い加盟店の端末等又はウェブサイト等と乙、Alipay 及びオリックスの管理システムとの接続及び連携を常時確保した環境を、以下「必要環境」という。）
4. 甲は、オリックス及び乙が別途書面により事前に承諾した場合を除き、端末等又はウェブサイト等について譲渡、貸与、担保設定その他の処分を行ってはならない。
5. 甲は、端末等又はウェブサイト等及び必要環境について、紛失・盗難・不具合等の

事実が判明した場合には、速やかに乙及びオリックス又はオリックスの指定する者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

6. 甲は、Alipay +加盟店コードをオリックス又は乙の指示する方法により用意・保管するものとし、これについて紛失・盗難・不具合等の事実が判明した場合は、前項に準じて対応するものとする。

第13条（ブランディング）

1. 甲は、Alipay +決済が利用可能であることを利用者に周知する目的のために、乙又はオリックスが指示した加盟店標識（以下「加盟店標識」という。）を、Alipay +決済サービスの提供に関する資料、端末等、及び店舗等又はウェブサイト等の利用者の見やすいところ（ウェブサイト等における取引の場合は、支払いに関するページへの掲載を含むものとするが、これに限られない。）に掲示するものとする。甲は、その8割以上の店舗等又はウェブサイト等に加盟店標識の表示を行わなければならない。
2. 甲は、新しい「Alipay」の商標又は Local Wallet 提供者の商標その他の知的財産権に関し Alipay、オリックス又は乙から知らされた場合、Alipay、オリックス又は乙が求める期限までに加盟店標識の変更を実施するものとする。
3. 甲は、第1項に基づく加盟店標識の掲示を行う場合を除き、加盟店標識及び「Alipay」の商標又は Local Wallet 提供者の商標その他の知的財産権を利用する場合には、事前に、乙又はオリックスが別途指定する同意を取得するものとする。甲は、「Alipay」の商標又は Local Wallet 提供者の商標その他の知的財産権を本規約の目的以外の目的で使用してはならず、また、第三者による「Alipay」の商標又は Local Wallet 提供者の商標その他の知的財産権の目的外利用を促進してはならない。
4. 甲は、加盟店標識及び「Alipay」の商標又は Local Wallet 提供者の商標その他の知的財産権の利用にあたっては、法令等、ヴィジュアル・アイデンティティ・ルール、時々更新される Alipay 商標使用ガイドライン及び Alipay、オリックス又は乙の指示を遵守するものとする。
5. 甲は、加盟店標識及び「Alipay」の商標又は Local Wallet 提供者の商標その他の知的財産権の利用にあたっては、当該利用がなされている文書又は図の作成者が甲であることを明らかにするものとする。また、甲は、その名称又は商号として、「Alipay」若しくは Local Wallet 提供者の名称又はそれらから派生する名称を使用してはならない。
6. 甲は、加盟店標識及び「Alipay」の商標又は Local Wallet 提供者の商標その他の知的財産権の利用にあたって、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - ① Alipay の事前の承諾なく、他の決済サービスの商標その他の知的財産権と共に使用すること。
 - ② 他の決済サービスに劣るような印象を与えうる表示をすること。

- ③ 「Alipay」又は Local Wallet 提供者の名称と類似の名称を表示するなどして、「Alipay」又は Local Wallet 提供者の名称との同一性について混同を生じさせること。
- ④ 「Alipay」又は Local Wallet 提供者の名称を「破産」などといった負の印象を持つ言葉と共に使用し、社会的評価を低下させるおそれのある表示をすること。
- 7. Alipay、オリックス又は乙に求められた場合、甲は、「Alipay」の商標又は Local Wallet 提供者の商標その他の知的財産権を使用した掲載物の掲載を中止するものとする。
- 8. 甲は、Alipay が、Alipay +決済サービス及び甲の販売活動の促進のために、甲の事前の承諾（なお、甲は、当該承諾を不合理に拒否できないものとする。）を得た上で、甲が保有する知的財産権を含む甲の販促材料、商標等を使用することを認める。また、Alipay +決済サービスを経由した甲の販売活動の促進のための宣伝及び広告内容は、Alipay に帰属し、Alipay にその知的財産権も帰属するものとする。
- 9. 乙及びオリックスは、甲が、Alipay 又は Local Wallet 提供者の知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合には、Alipay 又は Local Wallet 提供者に代わって、その差止め、又はその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

第 13 条の 2 （商品等に係る広告）

- 1. 甲は、商品等に関する広告（コンピュータ通信による広告を含む）企画・製作を行う場合は、自己の責任と負担において行うものとする。
- 2. 甲は、広告を実施するに際し、次の各号に定める事項を遵守するものとする。
 - ① 特定商取引法、割賦販売法、景品表示法、消費者契約法、著作権法、商法及びその他法律等、その他関連法令等に違反しないこと
 - ② 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
 - ③ 公序良俗に反する表示をしないこと
 - ④ 乙又はオリックスが必要と認めた事項を表示すること
- 3. Alipay +決済サービスが利用できる旨明示された甲の宣伝媒体は、全て、前条を含む本規約の対象とする。

第14条 （Alipay +決済の円滑な実施）

- 1. 甲は、第 4 条第 8 項若しくは第 10 条第 4 項に定める場合、又は、当該 Alipay +決済を行ったならば本規約に違反することとなる場合を除き、正当な理由なく利用者との Alipay +決済を拒否又は制限（Alipay +決済の利用にあたり、最低利用額や最高利用額を定めるなどの措置を含むがこれに限られない。）したり、直接現金払いやクレジットカード、その他現金に代って支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求するなど、

Alipay + 決済によらない一般の顧客より不利な取扱いを行なってはならないものとする。

2. 甲は、乙又はオリックスから依頼があった場合、利用者との Alipay + 決済の状況等の調査に誠実に協力するものとする。
3. 甲は、利用者から Alipay + 決済及び商品等に関し、苦情、相談を受けた場合等には、速やかに Alipay、オリックス及び乙に連絡をする。この場合、甲と利用者との間において紛議が生じた場合には、乙又はオリックスの責めに帰すべき場合を除き、甲の費用と責任をもって対処し解決することとする。

第15条（甲のその他の義務等）

1. 甲は、本規約に定める義務等を店舗等又は自己の従業員、その他自己の業務を行う者に遵守させるものとする。甲は、甲の従業員、Alipay+決済サービスに関連する業務を行う者に Alipay が定める研修を受けさせる義務を負う。乙及びオリックスは、店舗等又は甲の従業員、その他甲の業務を行う者が、Alipay + 決済に関連して行った行為、ウェブサイト等において行われた表示、店舗等又は甲の従業員、その他甲の業務を行う者の果たすべき義務を、全て甲の行為及び義務とみなすことができるものとする。
2. 甲は、乙及びオリックスに対して、別紙 15.2 に定める事項が、甲の本規約承諾日において真実かつ正確であることを表明及び保証するものとし、かつ、当該事項が、本規約の有効期間中においても真実かつ正確となることを妨げる行為（作為のほか、不作为を含む。）を行わない。
3. 甲は、乙又はオリックスから Alipay + 決済に関する資料を提出するよう請求があった場合には、すみやかにその資料を提出するものとする。
4. 甲は、Alipay + 決済サービスを利用した商品等の取引に係る記録（電子的情報を含む。）を、当該取引を行った日から最低で 6 年間、保存しておくものとする。記録を保存しないことにより生じた損害については、甲が責任を負う。
5. 甲は、Alipay + 決済サービスに関するコンピュータシステムの円滑な運営及び、Alipay + 決済サービスの普及向上に協力するものとする。また甲は、乙又はオリックスより Alipay + 決済サービスの利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとする。
6. 甲は、利用者の支払情報のデータセキュリティに関し、乙、オリックス及び Alipay から別途指示される条件及びリスク・マネジメント・ルールに定めるデータセキュリティに関する条件に従わなければならない。
7. 乙、オリックス又はその委託先は、Alipay + 決済サービスの利用促進のために、印刷物、電子媒体などに店舗等又はウェブサイト等の名称、所在地、URL などを掲載することができるものとし、甲はこれを予め異議なく承諾するものとする。

8. 甲は、Alipay + 決済に関する情報、甲の端末等、ウェブサイト等、必要環境、Alipay + コード、加盟店標識などを本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、また、これを第三者に使用させてはならないものとする。
9. 甲は、乙又はオリックスが別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとする。
10. 甲は、Alipay + 決済サービスの利用及び加盟店取引に関して甲に適用される法令等を遵守するとともに、店舗等又は甲の従業員、その他甲の業務を行う者に遵守させるものとする。
11. 甲は、本規約に基づく甲の義務に違反したことにより、乙、オリックス又は Alipay に損害（乙又はオリックスの損害には、乙又はオリックスが Alipay に対して賠償した損害を含むが、これに限られない。）が生じた場合には、当該損害を負った者に対して当該損害を賠償する。
12. 甲は、その事業の内容に変更が生じ又は終了するときは、事前に、乙、オリックス及び Alipay に通知するものとする。
13. 甲は、Alipay + 決済サービスに関して Alipay から連絡を受けた場合は、直ちに（但し遅くとも 3 営業日以内に）、乙、オリックス及び Alipay に返信するものとする。
14. 甲は、Alipay + 決済サービスに関して乙、オリックス又は Alipay が開発し又は提供するソフトウェア、システム、アプリケーション等について、そのコピー、改変、編集、変更、統合、リバースエンジニアリング等の行為を行ってはならないものとする。
15. 甲は、乙、オリックス又は Alipay に求められた場合、リスク減殺のための行為に協力するものとする。
16. 甲は、甲が取り扱う商品等に係る加盟店取引に関して甲に適用される法令等、サービス・コントラクトで定める加盟店関連義務及び Alipay + Rules の Schedule 2 に定められる MERCHANT QUALIFICATIONS に係るルールを遵守するとともに、店舗等又は甲の従業員、その他甲の業務を行う者に遵守させるものとする。
17. 甲は、乙及びオリックスに対し Alipay + に関連して負う義務の履行のために必要かつ十分な管理体制、技術及び人員を維持しなければならない。

第 15 条の 2（禁止事項）

1. 甲は、その事業を行うに当たり、第三者の権利又は利益（知的財産権を含むものとする。）を侵害してはならない。
2. 甲は、Alipay の支払決済事業と競業する事業を営んではならない。仮に Alipay + 決済サービスが提供されていない地域で支払決済事業の開始を検討している場合、甲は Alipay に書面による申請をし、協議するものとする。
3. 甲は、Alipay の事前の書面による承諾がない限り、Alipay に関する事項、Alipay +

への参加に係る事実及び Alipay と乙との関係について取材に応じたり又は公表したりしてはならない。

第16条（第三者に対するカード番号等の取扱いの委託）

甲が第15条第9項に基づきカード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、甲は、以下の措置を講じなければならない。

- ① カード番号等の取扱いの委託先となる第三者（以下「甲委託先」という。）が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
- ② 甲委託先に対して、第18条第1項及び第2項の義務と同等の義務を負担させること。
- ③ 甲委託先が第18条第2項で講じた措置の方法又は態様について、第18条第4項に準じて甲から甲委託先に対して変更を求めることができ、甲委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
- ④ 甲委託先におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、甲委託先に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
- ⑤ 甲委託先が予め甲の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
- ⑥ 甲委託先が甲から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、第19条各項に準じて、甲委託先は直ちに甲に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を甲に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
- ⑦ 甲が甲委託先に対し、カード番号等の取扱いに関し第21条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
- ⑧ 甲委託先がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、甲は、必要に応じて当該甲委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

第17条（取扱いの制限）

甲は、Alipay＋決済の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱ってはならない。

第18条（カード番号等の適切な管理）

1. 甲は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない、かつ、カード番号等につき、その漏えい、滅失又は毀損を防止するため

に善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2. 甲は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画等に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならない。
3. ウェブサイト等における取引の場合、甲が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画等に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様（甲が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画等に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含む。）は、甲においてカード番号等の非通過型による非保持化を行う措置とする。
4. 乙及びオリックスは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、前項に基づき講じた措置が実行計画等に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該措置の方法又は態様の変更を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。

第19条（事故時の対応）

1. 甲、又は甲委託先の保有するカード番号等が漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、甲は、遅滞なく以下の措置を採らなければならない。
 - ① 漏えい、滅失又は毀損の有無を調査すること。
 - ② 前号の調査の結果、漏えい、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏えい、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
 - ③ 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - ④ 漏えい、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける利用者に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であつて、漏えい、滅失又は毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、甲は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。
3. 第1項柱書の場合には、甲は、乙及びオリックスに対して、直ちにその旨を報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならない。
 - ① 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - ② 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
 - ③ 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - ④ 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容

- ⑤ 前各号のほかこれらに関連する事項であって乙又はオリックスが求める事項
4. 甲、又は甲委託先の保有するカード番号等が漏えい、滅失又は毀損した場合であって、甲が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、乙及びオリックスは、事前に甲の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい、滅失又は毀損したカード番号等に係る利用者に対して通知することができる。

第20条（報告等）

1. 甲は、本規約締結後、以下の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨及び変更後の当該各号に掲げる事項を第3条第4項に定める方法に準じてオリックスに届け出なければならない。甲が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第2項に定める者であって、新たに法人番号の指定を受けた場合における当該指定を受けた法人番号も同様とする。
- ① 甲の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - ② 甲が法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合には、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日
 - ③ 甲の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
 - ④ 前各号に掲げるもののほか乙又はオリックスが甲に対し予め通知する事項
2. 甲は、第5条又は第18条第2項の措置の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、予め乙及びオリックスと協議しなければならない。
3. 乙及びオリックスは、甲に対し、別に指定する事項につき定期的に及び別に指定する時期に報告を求めることができる。

第21条（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、乙及びオリックスは、自ら又は乙及びオリックスが適当と認めて選定した者により、甲に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、甲はこれに応ずるものとする。
- ① 甲、又は甲委託先においてカード番号等が漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じたとき。
 - ② 甲が行った Alipay + 決済について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。
 - ③ 甲が本規約第5条、第9条、第16条から前条又は第22条のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
 - ④ 紛争解決手続において、乙、オリックス又は Alipay が甲の協力を求めたとき。
 - ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、甲の Alipay + 決済に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、オリックスが割賦販売法に基づき甲に対する調査を実施する

必要があると認めたとき。

2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとする。
 - ① 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法
 - ② カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する甲の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
 - ③ 甲、若しくは甲委託先又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
 - ④ 甲、又は甲委託先においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第 4 号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとする。
4. 乙及びオリックスは、第 1 項第 1 号又は第 2 号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを甲に対して請求することができる。但し、第 1 項第 1 号に基づく調査については、甲が第 19 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に定める調査並びに同条第 3 項第 1 号及び同項第 2 号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第 1 項第 2 号に基づく調査については、甲が第 9 条第 1 項に定める調査及び第 2 項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りでない。
5. 甲は、乙、オリックス又は Alipay が政府機関から甲と関係する情報の提出を求められた場合に、乙又は Alipay が当該情報を甲に請求した場合、政府機関へ提出するため、当該情報を速やかに提供する。

第22条 （是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、乙及びオリックスは、甲に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。
 - ① 甲が第 16 条若しくは第 18 条の義務を履行せず、又は甲委託先が第 16 条第 2 号若しくは同条第 3 号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。
 - ② 甲、又は甲委託先の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合であって、第 19 条第 1 項第 3 号の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - ④ 甲が第 5 条各項のいずれかに違反し又はそのおそれがあるとき。
 - ⑤ 甲が行った Alipay + 決済について不正利用が行われた場合であって、第 9 条の義

務を相当期間内に履行しないとき。

- ⑥ 前各号に掲げる場合のほか、甲の Alipay + 決済に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、乙又はオリックスに対し、甲についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
2. 乙及びオリックスは、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、甲が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、甲と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。

第23条（売上金額、手数料、Alipay + 決済精算金の支払い）

1. 乙は、Alipay + 決済に関する売上債権総額について、以下の表に定める各取扱期間ごとに集計し、甲に支払通知書を送付することにより通知するものとする。
- なお、「売上債権総額」とは、各取扱期間中に新たに支払の対象となった売上債権に係る売上金額から、売上取消し等により取消された売上債権に係る売上金額（以下「返還金」という。）を控除した金額を意味するものとする。以下同じ。

	種類	締切日	支払い日
1	毎日締め	毎日	締切日から 3 営業日後
2	2 本締め	15 日	末日
		末日	翌月 15 日

2. 甲は、乙に対し、加盟店手数料として、取扱期間中の売上債権総額に、別に定める手数料率を乗じた金額を支払うものとする。
3. 乙は、経済情勢の変動、公租公課の変動、Alipay の定める各種手数料の変更等の事情を踏まえ、加盟店手数料又はその料率を変更することができるものとする。この場合、乙は、甲に対して、変更の効力が生じる日の 30 日前までに通知するものとし、甲が異議を有する場合には、変更の効力が生じる日までに異議を申し出るものとする。
4. 乙は、甲に対し、第 1 項に定める取扱期間の売上債権総額より第 2 項の加盟店手数料を差し引いた金額（以下「Alipay + 決済精算金」という。）を、第 1 項の取扱期間に対応する支払い日に、甲の指定金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、応当日が金融機関の休業日の場合には、直前の営業日に支払うものとする。振込みにかかる手数料は、乙の負担とする。
- 5.
- 6.

9. 乙、オリックス又は Alipay が甲に対し各種請求代金を有する場合、乙又はオリックスは、Alipay + 決済精算金から当該代金の全部又は一部を差し引くことができるものとする。
10. 甲は、乙の書面による承諾がない限り、第三者に対し、Alipay + 決済精算金の支払を受ける地位を移転し又はかかる支払の受領を委託することができない。

第24条（売上金額の確認）

1. 甲は、前条第 1 項の規定により、乙から支払通知書が送付された際には、記載内容を確認するものとする。但し、支払通知書が送付された日から 30 日以内に甲から乙に連絡がない場合には、乙は甲が支払通知書の記載内容を異議なく承認したものとみなすことができる。
2. 乙は、Alipay + 決済に関する売上金額の明細について、甲より帳票又はデータの提供を求められた場合、乙及びオリックスの裁量により、乙又はオリックスの加盟店管理に係るシステムを甲に閲覧させる方法により提供するものとする。

第25条（Alipay + 決済精算金の支払いの取消し及び留保）

1. 乙は、甲が以下のいずれかの事由に該当する場合、当該 Alipay + 決済に関する Alipay + 決済精算金の支払いの義務を負わないものとする。
 - ① 第 4 条第 1 項乃至第 3 項のいずれかに違反して Alipay + 決済を行ったとき
 - ② 第 10 条第 4 項に違反して Alipay + 決済を行ったとき
 - ③ 不正使用に対して Alipay + 決済を行ったとき
 - ④ その他甲が本規約に違反したとき
2. 乙が、甲に対し前項各号に定める事由のいずれかに該当する Alipay + 決済に係る Alipay + 決済精算金を支払った後に、前項各号に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は乙と協議の上直ちに乙の指定する方法により乙に対し当該 Alipay + 決済精算金を返還するものとする。なお、甲が当該 Alipay + 決済精算金を返還しない場合には、乙は、当該 Alipay + 決済精算金相当額について、次回以降支払いとなる甲に対する Alipay + 決済精算金から差し引くことができるものとする。
3. 乙又はオリックスが、甲について第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当する可能性があると認めた場合には、乙又はオリックスは、調査を行うことができ、当該調査が完了するまで、当該 Alipay + 決済に係る Alipay + 決済精算金の支払いを留保することができるものとし、乙は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとする。
4. 前項の調査開始より 30 日を経過した場合において、第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当する可能性があると甲乙協議の上認めた場合には、乙は Alipay + 決済精

算金の支払い義務を負わないものとする。なお、この場合においても甲及び乙は当該調査を続けることができるものとする。

5. 前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、乙が当該 Alipay + 決済に係る Alipay + 決済精算金の支払いを相当と認めた場合には、乙は当該 Alipay + 決済精算金を支払うものとする。

第26条（乙による委託）

甲は、Alipay + 決済サービスに関するデータの授受その他 Alipay + 決済サービスに関するコンピュータシステムの円滑な運用に必要と認められる業務を、乙又はオリックスが第三者（以下「乙委託先」という。）に委託する場合があることを予め承諾するものとする。

第27条（乙、オリックス及び Alipay の責任）

1. 乙、オリックス及び Alipay は、Alipay + 決済サービスを利用して販売又は提供される商品等に関する一切の事項について何ら責任を負わない。
2. 乙、オリックス及び Alipay は、Alipay + 決済サービスに関して、甲と利用者その他の第三者との間で発生した一切の苦情、紛議、紛争その他の問題について関知しない。
3. Alipay + 決済サービスの利用に関連して甲が法令等に違反した場合でも、乙、オリックス及び Alipay は一切責任を負わない。
4. 乙、オリックス及び Alipay は、いかなる場合においても、Alipay + 決済サービスに起因し又は関連して甲に生じた逸失利益、間接損害、結果損害、付随損害及び特別損害について一切責任を負わない。
5. 前項の定めにもかかわらず、乙、オリックス、及び Alipay は、Alipay + 決済サービスに起因し又は関連して生じた甲の損害のうち、甲の使用する端末等若しくはウェブサイト等、又は甲において整備すべき必要環境の不具合等に起因して生じた損害については、一切責任を負わない。
6. 乙は、Alipay + 決済サービスに起因し又は関連して生じた甲の損害については、Alipay + 決済サービスを行うための乙の加盟店管理に係るシステムに起因するものであって、かつ、乙の責めに帰すべき事由によるものである場合に限り、甲に対して責任を負うものとする。但し、その場合においても、乙の甲に対する損害賠償額は、それぞれ、甲が乙に対して過去3ヶ月に支払った第23条第2項に定められる加盟店手数料相当額を上限とする。
7. 甲は、Alipay 及びオリックスと契約関係になく、Alipay + 決済サービスとの関係では、乙と契約関係にあり、Alipay 及びオリックスが、甲に対し、Alipay + 決済サービスの提供義務及び Alipay + 決済精算金の支払義務を負わないことを確認する。

第28条（法令等との抵触）

1. 本規約上の一切の規定は、甲及び乙に対して、適用ある法令等に反する作為又は不作為を求めるものではなく、法令等の制定、改正、廃止等（以下「法令等改正」という。）により、本規約上の規定と法令等との間に齟齬が生じる場合には、法令等が優先する。
2. 前項の場合、本規約上の規定は、法令等に反しない範囲においてのみ有効であるものとする。
3. 乙又はオリックスが適用ある法令等を遵守するために甲に要請したときは、甲は必要な協力を行うものとする。また、法令等に適合させるために本規約に定める規定の追加又は変更が必要であるときは、甲及び乙は、相互に誠実に協議を行い、当該規定の追加又は変更を行うものとする。
4. 甲は、Alipay、オリックス又は乙が求めるアンチ・マネー・ロンダリングに関する体制を整備し、維持しなければならない。
5. 乙、オリックス又は Alipay は、Alipay + 決済取引がマネー・ローンダリングに利用されている疑いがあると判断した場合には、当該疑いが解決されるまで Alipay + 決済サービスの停止、Alipay + 決済精算金の支払いの拒否を行うことができるものとし、また乙、オリックス及び Alipay は、当該 Alipay + 決済取引に係る情報を甲に通知することなく公的機関に報告することができるものとし、甲はこれを予め承認する。
6. 甲は、適用ある法令等に違反したことにより、乙、オリックス又は Alipay に損害（乙又はオリックスの損害には、乙又はオリックスが Alipay に対して賠償した損害を含むが、これに限られない。）が生じた場合には、当該損害を負った者に対して、当該損害を賠償する。

第29条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、以下の各号の場合を除き、本規約の履行に際して知り得た相手方（甲については乙、オリックス、Alipay 及び Alipay の関係会社も相手方に含む。以下本条において同じ。）の一切の情報、端末等、ウェブサイト等及び必要環境の規格等事業に関する情報、利用者の Alipay + コードに関する情報（利用者アカウント等に関する情報も含む。）及び手数料率を含む Alipay + 決済サービスに関する営業上の機密（以下「本情報」という。）を、本規約以外の目的のために利用したり、又は第三者に開示したり、若しくは漏洩したりしてはならないものとする。但し、乙及びオリックスは、Alipay + 決済サービスに関するシステム（コールセンターを含む。）の運用に際して必要な場合には、乙又はオリックス委託先（乙又はオリックス委託先の業務委託先も含む。）に対して必要な情報を開示することができるものとする。また、オリックスは、乙の Alipay + 決済サービスにかかる包括加盟店取引導入について、乙

をオリックスに取次いだ紹介者に対し、営業取引の推進等のため、甲による Alipay + 決済サービスの利用状況（決済金額及び件数に関する情報を含む）を開示できるものとする。

- ① 乙及びオリックスが公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けた場合
 - ② 相手方の書面による事前の承諾を得た場合
 - ③ 法律上の義務として開示、提出等をしなければならない場合
 - ④ 乙及びオリックスが Alipay + 決済サービスに関するシステムの運用に際して開示、提出等しなければならない場合
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、オリックスが本規約の履行及び Alipay + 決済サービスの提供に関してオリックスが Alipay と締結した契約の履行を目的としてオリックスの関係会社、Alipay、Alipay の関係会社及び Local Wallet 提供者に本情報を開示すること、オリックス、Alipay 及び Local Wallet 提供者が、本情報を、業務改善・商品開発の目的のために法令の範囲内で利用すること、並びに、Alipay、Alipay の関係会社及び Local Wallet 提供者による本情報の利用（第三者に対する開示を含む。）について、オリックスが一切責任を負わないことに同意するものとする。
 3. 本条の規定は、本規約の効力が失われた後も有効とする。

第30条（地位の譲渡等）

甲は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないこととする。また甲は、乙に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないこととする。但し、乙は、甲へ 3 か月前までに文書で通知のうえ、本規約上の地位及びこれに基づく権利義務の全部、又は一部を第三者に譲渡することができるものとし、甲は予めこれを承諾するものとする。

第31条（本規約の有効期間）

1. 乙は、甲による本規約の申込を承諾するか否かを、任意に判断することができる。本規約の有効期間は、乙が別途甲に通知した開始日から 1 年間とする。なお、期間満了の 3 ヶ月前までに、甲及び乙いずれも相手方に対する書面通知をもって異議を申し出ないときは更に 1 年を更新し、以後もこの例によるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、オリックスと Alipay との間の Alipay + 決済サービスの提供に関する契約が終了した場合、オリックスと乙との間の本包括加盟店規約が終了した場合、又はオリックスによる、甲を加盟店とすることの承認（オリックスは当該承認を任意の判断で行うことができる）が取消された場合、同時に本規約も終了する。

第32条（本規約の変更）

1. 乙は、本包括加盟店規約又はオリックスと Alipay との間の Alipay + 決済サービスの提供に関する契約が変更される場合その他乙において甲を通じた Alipay + 決済サービ

スの提供を継続するために合理的に必要と判断する場合には、甲に対して、3 週間以上前に書面をもって通知（以下「規約変更通知」という。）することにより、本規約（加盟店に関する事項を含む。）を変更することができる。

2. 前項に基づく本規約の変更は、規約変更通知において乙が指定した 1 か月以上先の所定の日（但し、かかる指定がないときは、規約変更通知が甲に到達した後、1 か月が経過した日）より、効力が生ずるものとする。

第33条（任意解約）

1. 甲又は乙は、本規約の有効期間中、いつでも 3 ヶ月前に書面をもって通知することにより本規約を解約することができるものとする。
2. 甲又は乙は、法令等改正の結果、法令等の遵守に要する費用又は負担が著しく増加することとなる場合には、いつでも 1 週間以上前に書面をもって通知することにより本規約を解約することができるものとする。
3. 甲は、第 32 条に基づく本規約の変更に異議がある場合には、乙に対して、規約変更通知が甲に到達した後、1 週間以内に書面をもって通知することにより、本規約を解約することができる。
4. 本条に基づき本規約が解約される場合においては、甲又は乙は、相手方に対して当該解約に係る費用補償又は損害賠償を一切請求できないものとする。

第34条（規約解除）

1. 前条にかかわらず、甲が以下の事項に該当する場合、乙は甲に対し催告することなく直ちに本規約の全部又は一部を解除できるものとし、かつ、その場合乙に生じた損害を甲は賠償するものとする。
 - ① 甲が第 3 条に基づく届出内容に虚偽の申請をしたとき
 - ② 甲が第 25 条第 2 項に基づく Alipay + 決済精算金の返還を怠ったとき
 - ③ 甲が第 28 条第 3 項に基づく協力又は協議に応じないとき
 - ④ 甲が本規約又は Alipay + Rules に対する違反をしたとき
 - ⑤ 甲が自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、及びその他支払い停止となったとき
 - ⑥ 甲が差押え・仮差押え・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受けたとき又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - ⑦ 前 2 号のほか甲の信用状態に重大な変化が生じたと乙が判断したとき
 - ⑧ 他のクレジットカード会社その他の決済事業者との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度又は前払式支払手段制度を甲が悪用していると乙が判断したとき

- ⑨ 甲の営業又は業態が公序良俗に反すると乙が判断したとき
- ⑩ 架空の売上債権に係る売上金額の支払い請求、その他甲が不正な行為を行なったと乙が判断したとき
- ⑪ 甲が乙又はオリックスの信用を失墜させる行為を行ったと乙又はオリックスが判断したとき
- ⑫ その他本規約の内容による加盟店として甲が不適当であると乙が判断したとき
- ⑬ オリックスが Alipay により本規約の全部又は一部の解除を求められたとき
- ⑭ 甲又は甲の役職員が詐欺事件若しくは類似の事件又は不正について有罪とされたとき
- ⑮ 甲が Alipay の知的財産権を侵害し、乙、オリックス又は Alipay の通知から 30 日以上侵害が継続しているとき
- ⑯ 甲が乙、オリックス又は Alipay の指示に繰返し従わないとき又は対応が遅れたとき
- ⑰ 甲が利用者による Alipay + 決済サービスの利用を繰返し拒絶したとき
- ⑱ 甲がヴィジュアル・アイデンティティ・ルール、時々更新される Alipay 商標使用ガイドライン又は本規約第 12 条に違反したとき
- ⑲ 甲が乙、オリックス、Alipay 又は Alipay + に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき

第35条（規約終了後の処理）

1. 本規約の有効期間の満了、第 33 条に基づく任意解約又は第 34 条に基づく解除により本規約が終了した場合でも、規約終了日までに行われた Alipay + 決済の効力は有効に存続するものとし、甲及び乙は、当該 Alipay + 決済に係る処理を本規約に従い行うものとする。但し、甲と乙が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。
2. 甲は、本規約が終了した場合には、直ちに甲の負担において全ての加盟店標識を取りはずすとともに、Alipay、オリックス又は乙から交付されていた取扱関係書類、印刷物及び販売用具の一切を速やかにそれぞれ Alipay、オリックス又は乙に返却するものとする。なお、甲の端末等、ウェブサイト等については、乙又はオリックスの指示するところに従い使用を停止するために必要な措置を講じるものとする。
3. 甲は、本規約終了日から 1 年間、Alipay + 決済サービスを利用した取引に関し、乙、オリックス、又は Alipay から問合せ又は正当な権利に基づく請求があった場合、それに応じなければならないものとする。

第36条（準拠法）

本規約及び Alipay + 決済サービスに関して締結した甲と乙との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとする。

第37条（合意管轄裁判所）

本規約及び Alipay + 決済サービスに関して締結した甲と乙との諸契約に関する一切の紛争は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第38条（優先関係）

Alipay + 決済サービス加盟店申込書において本規約と異なる定めがある場合には、Alipay + 決済サービス加盟店申込書の定めが優先的に適用されるものとする。

第39条（附随条項）

本規約の別紙 39 に附随条項を定めたときは、その条項は、本規約と一体となり、これを補完または修正することを、甲、乙〔及び連帯保証人〕は、異議なく承認します。

第40条（本規約に定めのない事項）

本規約に明示されていない事項等については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

第41条（同意事項）

甲及びその代表者は、乙が取得し、オリックスに提供する加盟店に関する情報（以下「加盟店情報」という。）について、個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで、オリックスウェブサイトにおいて公表される「プライバシーポリシー」(https://www.orix.co.jp/grp/privacy_policy.html)及び「モバイル決済サービス 加盟店情報の共同利用について」(<https://www.orix.co.jp/grp/business/payment/policy.html>)に定めるところに従い取り扱われることに同意する。

（以下本頁余白）

Alipay + 決済サービスの取扱対象外商品（1）

[2021 年 5 月 10 日]時点の掲載ホームページ URL 及びその内容

[URL]

<https://global.alipay.com/docs/ac/platform/le18gg#FVEQ7>

#Annex I: Lists of Prohibited and Restricted Products

Part A - Prohibited Products（取扱禁止商品）

1.	Information endangering national security, including promoting terrorist and extremist organizations, subversion of state power, and disseminating state secrets
2.	Discriminatory or degrading information related to race, gender, religion, region, etc.
3.	Pornographic and/or vulgar audio visual products, pictures, channels, and publications
4.	Pornographic and/or vulgar erotic services (including but not limited to sex chatting and prostitution)
5.	Oral or external aphrodisiac products that can cause others to temporarily lose resistance and/or consciousness
6.	Gambling
7.	Lottery
8.	Gambling devices and accessories
9.	Narcotics and related accessories and paraphernalia
10.	Anaesthetic and psychotropic drugs
11.	Weapons of all types (including but not limited to knives, firearms, firearm parts and accessories, replica weapons, ammunition and explosives)
12.	Military, defence or police equipment
13.	Poisonous or hazardous chemicals
14.	Explosives and explosive devices
15.	Flammable and explosive chemicals
16.	Radioactive materials
17.	Asbestos and products containing asbestos
18.	Ozone depleting materials
19.	Highly toxic pesticides
20.	Fireworks and firecrackers
21.	Medical toxic drugs, radiopharmaceuticals and special pharmaceutical products
22.	Aphrodisiacs, diet pills and health products containing prohibited ingredients
23.	Fetal gender determination products or services
24.	Surrogacy services
25.	Online sale of prescription medicines
26.	Online sale of medical services, including vaccination, medical consulting, hypnotherapy, plastic surgery, nutriology, massage
27.	COVID-19 test kits
28.	Online sale of tobacco including cigarettes

29.	Online sale of electronic cigarettes, electronic cigarette liquids
30.	Online sale of tobacco-making material and machineries
31.	Human organs, body parts and remains
32.	Protected species
33.	Seeds
34.	Archaeological and cultural heritage relics
35.	Trading in tax invoices issued within the PRC
36.	Counterfeit currency
37.	Trading or distribution of currency (both RMB and foreign currencies including crypto-currencies)
38.	Antiques and artwork
39.	Banking products and services (including all types of loans)
40.	Insurance products and platforms
41.	Stocks and securities
42.	Mutual Funds
43.	Pawn services
44.	Illegal sale of financial information (e.g. bank accounts, bank cards)
45.	Sale of payment acceptance terminals
46.	Trading or sale of virtual currencies (e.g. Bitcoin, Litecoin)
47.	Cashback from Alipay account
48.	Illegal or unregistered fund-raising activities
49.	Pyramid schemes and multi-level marketing
50.	Rebate or cashback services
51.	Foreign exchange services
52.	Gold investment
53.	Peer to peer (P2P) lending services
54.	Crowd funding
55.	Multi-purpose stored value cards
56.	Other financial products and intermediary services (e.g. guarantee and trust services)
57.	Software or products related to trading of financial products and investment information
58.	Espionage equipment and accessories
59.	Services or products that infringe personal privacy (e.g. online activity monitoring)
60.	Malwares, hacking services or accessories
61.	Illegal tools (e.g. lock picking tools and accessories)
62.	Descramblers and other items that can be used to gain unauthorized access to television programming (such as satellite and cable TV)
63.	VPN service
64.	Mass distribution equipment, software and services
65.	Illegal publication of certificates or carving of stamps
66.	Services to facilitate plagiarism and examination fraud
67.	Personal privacy information and corporate internal data
68.	Debt collection services
69.	Goods or services used to improperly obtain traffic or popularity
70.	Real estate (including intermediaries)
71.	Crude oil

72.	Sale of animals, plants or products with contagious and hazardous diseases
73.	Sale of animals, plants or products originating from areas declared with an epidemic outbreak of contagious diseases
74.	Smuggled goods
75.	Counterfeit or replica products
76.	Lucky draws
77.	Cross-border marriage agency
78.	Sale, resale or distribution of event tickets without license (e.g. Olympic Games or World Expo tickets)
79.	All religious websites, publications or accessories
80.	Online cemeteries and ancestry worshipping
81.	Immigration services (including agents and intermediaries)
82.	Auction sites and services
83.	Superstition services (e.g. Feng Shui, fortune-telling or tarot divination services)
84.	Sale of brand new or second hand cars, ships and aircrafts (excluding accessories)
85.	Webcast and live streaming services (being activities that release real-time information to the public in the form of video, audio, graphics and words via internet (excluding sale of goods via webcasting on e-commerce platforms))
86.	Charitable donations, free gifts and aid funds (excluding transactions with consideration)
87.	Other goods or services that violate relevant PRC laws and regulations or adversely affect the reputation of the Ant Group

Part B - Restricted Products (取扱制限商品)

1.	Prepaid cards and top-ups (including gift cards and other stored value cards)
2.	Online Gaming
3.	Medical beauty services (offline)
4.	Property leasing

The lists may be updated by Alipay from time to time.

別紙 10.4④

Alipay +決済サービスの取扱対象外商品（2）

- ① 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇物
- ② 銃砲、刀剣類、武器、火薬類、化学兵器、毒性物質、サリン
- ③ わいせつ物、ポルノ、児童ポルノ、アダルトグッズ、ヌード写真、アダルトビデオ、アダルトゲーム、ブルセラ
- ④ 売春、児童売春
- ⑤ 賭博、富くじ
- ⑥ 無限連鎖講、マルチ商法
- ⑦ 偽造若しくは変造された通貨、有価証券、公正証書（免許証、旅券などを含む。）、文書、電磁的記録
- ⑧ 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等
- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害する商品等
- ⑩ コンピューターウィルスを含むソフトウェア
- ⑪ 人体及び人体の一部
- ⑫ 個人情報、営業秘密その他一般に公開されていない情報
- ⑬ 犯罪その他の法令違反行為
- ⑭ その他取引することが法令に違反する商品等
- ⑮ 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券・金地金（但し、個別に乙及び Alipay の承認を得た場合を除く。）
- ⑯ 生き物（但し、個別に乙及び Alipay の承認を得た場合を除く。）
- ⑰ 甲が自ら提供するコンピューターゲーム以外のコンピューターゲーム内において使用するアイテム等のデジタルコンテンツ

甲による表明及び保証

- A.
- (i) 甲は、その設立準拠法に基づき適法に設立され、有効に存続している法人、又は意思能力及び行為能力に何らの制限のない自然人（個人事業主）である。
 - (ii) 甲は、現在営んでいる事業について、当該事業を行う全ての法域において、必要な登録等を行っている。
 - (iii) 甲は、現在営んでいる事業を行うために必要である許認可等を、当該事業を行う全ての法域において、適法かつ有効に取得又は履践し、かつ維持している。
 - (iv) 甲は、本規約の締結、本規約に基づく義務の履行又は本規約において想定されている取引の実行のために必要とされる、完全な能力及び権限を有している。
 - (v) 甲による本規約の締結、本規約に基づく義務の履行又は本規約において想定されている取引の実行は、（甲が会社であるときは）甲の会社の目的の範囲内の行為であり、甲は、第三者の使者又は代理人として行動するものではない。
- B. 本規約は、甲によって適法かつ有効に締結されることにより、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある債務を構成し、その各条項に従い甲に対して強制執行が可能である。本規約に明示的に規定されている場合を除き、本規約の締結及び本規約に基づく義務の履行にあたって、いかなる政府、行政機関その他第三者の同意も必要とされない。
- C. 甲による本規約の締結又は本規約に基づく義務の履行は、(i)適用ある法令等、許認可等、関係当局等の判断等に違反するものではなく、(ii)（甲が会社であるときは）甲の定款その他の社内規則に違反するものではなく、かつ、(iii)甲が当事者となっている契約等に違反（但し、軽微な違反を除く。）するものではない。
- D. 甲による本規約の締結又は本規約に基づく義務の履行を妨げる効果を有する裁判又は行政手続は係属していない。
- E. 甲は、適用ある法令等に従って、その事業を行うとともに、本規約に基づく役務の提供を行う。
- F. 甲は、現在、次のいずれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しない。
- (i) 暴力団
 - (ii) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (iii) 暴力団準構成員

- (iv) 暴力団関係の役員・従業員
- (v) 総会屋等
- (vi) 社会運動等標ぼうゴロ
- (vii) 特殊知能暴力集団等
- (viii) 暴力団員が経営を支配すると認められる関係を有すること
- (ix) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (x) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって
するなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (xi) 暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認め
られる関係を有する者
- (xii) 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にか
かる犯罪（以下「犯罪」という。）に該当する罪を犯したものの。
- (xiii) 上記(i)から(xii)の共生者又はその他これらに準ずる者

G. 甲は、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わない。

- (i) 暴力的な要求行為
- (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (iv) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害
する行為
- (v) 犯罪に該当する罪に該当する行為
- (vi) その他上記(i)から(v)に準ずる行為

以 上